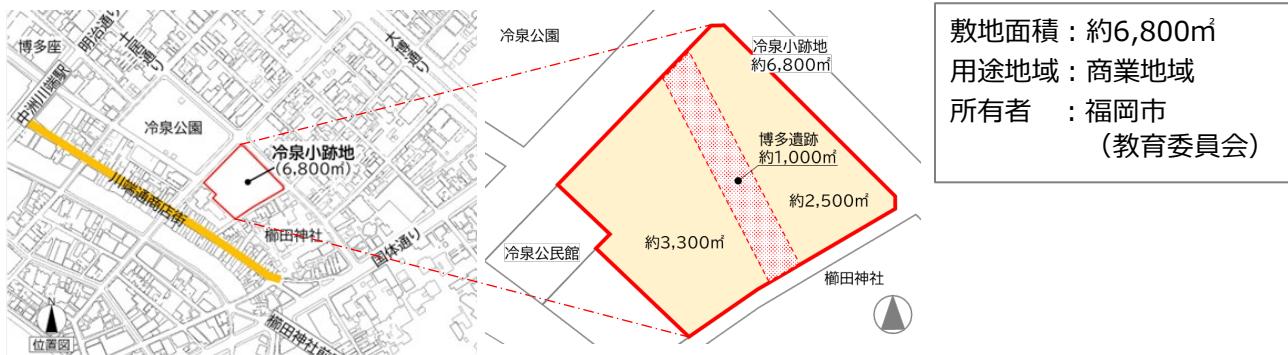


冷泉小学校跡地での取組みについて

冷泉小学校跡地活用方針(案)、今後の進め方等について、報告を行うもの

1. 跡地活用の検討状況



敷地面積：約6,800m²
用途地域：商業地域
所有者：福岡市
(教育委員会)

○平成28年に地域から出された要望をもとに、地域と協議を重ね、導入の検討を進める機能を整理している。

<地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能>

- 災害時に収容避難所として利用できる施設
 - ・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間(読書スペース等)

※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

○これら機能の実施手法等の検討の参考とするため、令和6年10月より民間アイデア募集を、令和7年7月に公共利用調査を実施するなど、検討を進め、跡地活用の方向性を定めた。

<跡地活用の方向性> (令和7年9月議会 福祉都市委員会報告内容)

民間事業による実施を引き続き検討しつつ、一方で、土地を市が所有したまま、公共事業による「観光拠点施設」の整備についても検討することとする。

なお、公共事業で「観光拠点施設」を整備する場合は、「収容避難所」「読書スペース等」としても活用できる空間整備の可能性も検討する。

※まちのにぎわいの創出に資する機能については、引き続き、民間事業での実施も含め検討を行い、併せて、当該部分の土地の取扱いについても検討を行う。

※跡地活用の検討にあたっては、都市計画マスターplanで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていることや、地域の意見等を踏まえ、景観面についても配慮する。

○跡地活用の検討と並行して、経済観光文化局において、博多旧市街における観光拠点について検討している。

<博多旧市街における観光拠点の検討状況>

○導入を検討する機能

- ・中世博多の成り立ちを紹介する展示機能、祭りや伝統工芸の実演・体験・販売機能等
- ※「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約も検討

○施設規模の方向性

- ・導入機能の確保が可能な施設規模について、他都市の類似施設を参考に3,500~5,000m²を想定

○観光拠点の整備地

- ・石積み遺構と一体となった機能整備について検討が可能である等の理由から、冷泉小学校跡地を整備地とする

○冷泉小学校跡地活用協議会のご意見を踏まえ、「冷泉小学校跡地活用方針(案)」を取りまとめた。

※冷泉小学校跡地活用協議会:地域の代表や学識経験者など、14名で構成

2. 跡地活用方針(案)

(1) 跡地活用の方向性

◆これまで学校が担ってきた役割に加え、都心部の貴重な空間であることから、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史・文化を活かした、まちのにぎわい創出、魅力の向上などを図ります。また、博多通りや土居通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした跡地活用を図ります。

○避難所としての役割や地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえた跡地活用を図ります。

○日宋貿易で栄えた貿易港博多の初期の湊の護岸であった石積み遺構の歴史を感じさせる展示機能など、国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした跡地活用を図ります。

○博多旧市街の歴史・伝統文化をいつでも体験できる機能や、観光情報の発信機能など、周遊の起点となる観光拠点の整備を図り、「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約も検討します。

(2) 跡地に導入する機能

◆跡地活用の方向性を踏まえ、以下の機能の導入を図ります。

○災害時に収容避難所として利用できる施設

○地域コミュニティの場となる憩いの空間（読書スペース等）

○国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした展示・集客機能

○博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能

○伝統工芸の実演・体験・販売機能

○まちのにぎわいに資する機能 等

(3) 跡地の空間づくり

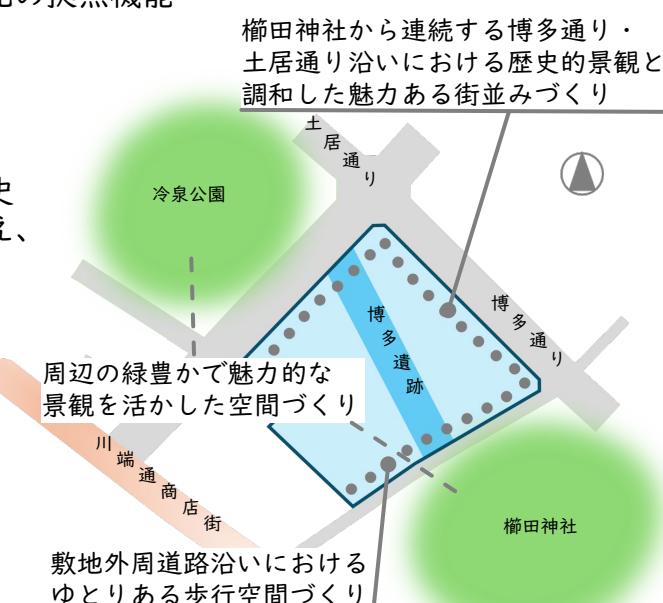
◆福岡市都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていること等を踏まえ、以下のような空間づくりを図ります。

○櫛田神社から連続する博多通り・土居通り沿いにおける歴史的景観と調和した魅力ある街並みづくり

○敷地外周道路沿いにおけるゆとりある歩行空間づくり

○周辺の緑豊かで魅力的な景観を活かした空間づくり

◆国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした空間づくりを図ります。



<跡地の空間づくり等のイメージ>

今後、跡地活用方針に基づき、経済観光文化局をはじめとした関係局と連携し、地域と協議しながら、事業化に向けた検討・手続きを進めていく。

跡地活用方針策定の取組み

R6.10～

R7.6

R7.7～

R7.9

R7.11

R7.12

地域との協議

民間アイデア募集

福社都市委員会報告
(民間アイデア募集の状況)

公共利用調査

福社都市委員会報告
(跡地活用の方向性)

跡地活用協議会

福社都市委員会報告
(跡地活用方針案)

跡地活用方針策定

事業化に向けた
検討・手続き

※適宜、議会に報告し、地域と協議しながら取り組む